

改定項目	改定概要
医療保障部分の 優良割引率変更	優良割引率は過去の保険金支払い実績等により決定します。保険金支払い実績が高止まりしている状況を踏まえ、割引率が20%から15%に変更となり、疾病保障部分(A～D型)の保険料が改定となります。
傷害保険等の保険料改定	2024年6月に傷害保険の参考純率(※)が改定されたことを受け、傷害保険等の保険料を見直します。 ご契約条件により、保険料が引上げになる場合と引下げになる場合がございます。 (※)参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である損害保険会社から収集した大量の保険データの分析に基づいて算出したものであり、会員である損保ジャパンでは、その精度の高さからこの参考純率を用いて保険料を算出しています。
通院(みなし通院)の見直し	ケガによりギプス等を装着した場合のみなし通院の規定を自賠責保険の支払基準に合わせます。
「保険金を支払わない場合」の 規定明確化	「保険金を支払わない場合」に、指定薬物(いわゆる危険ドラッグ)を含むことを明確化します。
「交通乗用具の範囲」の改定	道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。また、昨今の社会動向を踏まえ「原動機を用いるキックボード」搭乗中のケガを補償対象とします。
「個人賠償責任補償特約」の 補償拡大	日常生活の定義を変更し、家庭菜園等の不動産管理に起因する賠償事故を補償対象とします。